

日連 28 第 98 号  
( 企 第 3 号 )  
平成 28 年 4 月 21 日

国税庁長官 中 原 広 殿

日本税理士会連合会  
会長 神 津 信 一

### 国税に関する申告期限等の延長に関する緊急要望書

今月 14 日に発生した「平成 28 年(2016 年)熊本地震」とこれに引き続き熊本・大分両県において頻発している地震活動により、その災害地域は両県にとどまらず、近隣各県においても土砂災害を引き起こすなど甚大な被害となっており、この地震に起因する避難者は約 20 万人とも報道されております。

このような事態は、国税通則法第 11 条に規定する「災害その他やむを得ない理由」と判断されますので国税に関する法律に基づく申告等の期限の延長を図ると同時に、国税通則法施行令第 3 条第 1 項に規定する「都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法第 11 条に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合」に該当すると考えられますので、地域及び期日を指定して当該期限を延長することをお願いいたします。

特に期限の迫りつつある 2 月末決算法人、3 月末決算法人にかかる法人税等の確定申告については、即刻特別のご配慮方をお願いいたします。